

規 則

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第28号

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成5年兵庫県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）」の右に「第1条、」を加える。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（条例第1条の規則で定める事業）

第2条 条例第1条に規定する規則で定める事業は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第1条各号に掲げる事業とする。

（条例第2条第1項の規則で定める減価償却資産）

第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定めるものは、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける特別償却設備（省令第2条第1項第1号イに規定する特別償却設備をいう。）とする。

様式第1号から様式第4号までの規定中「第3条関係」を「第5条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則第2条及び第3条の規定は、平成25年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

告 示

兵庫県告示第656号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

寺内土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 田 恵 万	南あわじ市八木寺内1601番地
同	窪 田 良 岱	同 市八木寺内391番地 1
同	清 水 昭 男	同 市八木寺内460番地
同	片 山 正	同 市八木寺内710番地
同	前 川 光 利	同 市八木寺内548番地
同	山 口 健 一	同 市八木寺内926番地
同	北 川 満 夫	同 市八木寺内227番地
同	北 野 雅 章	同 市八木寺内123番地
同	野 口 昌 敏	同 市八木寺内947番地

同	山 野 恵 男	同	市八木寺内1144番地
同	出 口 良 一	同	市八木寺内1237番地
同	宮 本 良 三	同	市八木寺内1246番地
同	宮 地 克 寿	同	市八木寺内1280番地
監 事	森 晃 宏	同	市八木寺内206番地
同	宮 地 政 次	同	市八木寺内1267番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

窪 田 良 岱

宮 地 克 寿

片 山 直 樹

片 山 信 二

山 口 雅 弘

前 川 光 利

北 川 満 夫

北 野 雅 章

野 口 昌 敏

山 野 守 之

宮 本 良 三

出 口 良 一

清 水 昭 男

宮 地 政 次

上 田 恵 万

住 所

南あわじ市八木寺内391番地 1

同 市八木寺内1280番地

同 市八木寺内680番地 1

同 市八木寺内766番地

同 市八木寺内870番地

同 市八木寺内548番地

同 市八木寺内227番地

同 市八木寺内123番地

同 市八木寺内947番地

同 市八木寺内1115番地

同 市八木寺内1246番地

同 市八木寺内1237番地

同 市八木寺内460番地

同 市八木寺内1267番地

同 市八木寺内1601番地

兵庫県告示第657号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
兵庫県鮎屋川土地改良区	平成25年 4月11日
南淡南部土地改良区	同

兵庫県告示第658号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町春来字ニゴリ 5の18、5の20
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



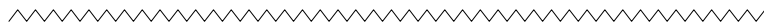
兵庫県告示第659号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
朝来市生野町小野字大谷筋33の141
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第660号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。
平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
西宮市塩瀬町名塩字土林上5009の2・5011の2（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、5009の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課並びに阪神北県民局阪神農林振興事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第661号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字ナヲ谷14の4、14の7
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第662号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町黒川字モチツギ8、9の1、字ナヲ谷10の1、10の2、14の1、字吉原17の1、18

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第663号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町黒川字大持谷102、104、字大持谷奥105の1、106

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字コウロ奥308から310まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字榊ノ谷4の1、4の2、4の4、生野町上生野字滝谷78の2、78の3、79の1、字若井竈82
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町円山字屋敷234の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第667号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町栃原字柏ヶ谷1801
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第668号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町栃原字西太郎1789の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第669号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町栃原字桑ノ山1790の8から1790の12まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第670号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町真弓字漆谷270の1、字高畑271の1から271の3まで、271の13、271の14、271の59
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第671号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町栃原字向井山1812の2、1812の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第672号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成25年4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

相生市相生字藤戸5190番1、5190番2、字鷲ヶ巣5308番3、5308番4、5308番5、5308番6、5308番9、5308番10、5308番18、5308番19、5308番20、5308番32、5308番33、字甲崎5309番1、5309番3、字高代山5311番3、字ロクロヤ5313番1、字小坪5312番20、5312番25の一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びに六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物



兵庫県告示第673号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 処分をした年月日

平成25年4月10日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号 又 は 名 称 有限会社朝日建設
 主たる営業所の所在地 佐用郡佐用町久崎709
 代 表 者 の 氏 名 岩 本 史 郎
 許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-23）第551766号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注2) 「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。

(注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成25年4月24日から同年5月23日までの30日間

4 処分の原因となった事実

有限会社朝日建設は、平成23年6月30日を審査基準日とする経営事項審査申請において、実際には存在しない工事経歴を記載することで完成工事高を増しして経営事項審査申請を行うとともに、その申請に基づき得られた総合評定値通知書をもって、公共工事の発注者に対し、入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。



兵庫県告示第674号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
基本測量（「電子国土基本図（オルソ画像）」作成）
- (2) 作業期間
平成24年 4月 1日から平成25年 3月29日まで
- (3) 作業地域
豊岡市、養父市、宍粟市、美方郡香美町及び同郡新温泉町
- 2 (1) 作業種類
基本測量（オルソ作成）
- (2) 作業期間
平成24年12月25日から平成25年 3月29日まで
- (3) 作業地域
神戸市北区、姫路市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市及び川辺郡猪名川町
- 3 (1) 作業種類
基本測量（空中写真撮影）
- (2) 作業期間
平成25年 2月 8日から同年 3月29日まで
- (3) 作業地域
神戸市東灘区、神戸市灘区、神戸市北区、神戸市西区、西宮市、加古川市、三木市、小野市、三田市、加西市、加東市及び加古郡稲美町



兵庫県告示第675号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間
平成25年 1月 7日から同年 3月29日まで
- 3 作業地域
尼崎市全域



兵庫県告示第676号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間

平成24年12月1日から平成25年3月15日まで

3 作業地域

西宮市天道町及び中島町



兵庫県告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年4月23日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年4月23日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年4月23日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 5 0 号	相生市相生四丁目4273番28から 同 市相生二丁目4089番65まで	旧	7.0から 28.0まで 10.0から 25.0まで	639.0 341.0	予定地
		新	7.0から 28.0まで 10.0から 67.0まで	639.0 341.0	



兵庫県告示第678号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨中播磨県民局長から報告があった。

平成25年4月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 日時

平成25年5月9日（木）午前11時から午前12時まで

2 場所

姫路市北条一丁目98番地 兵庫県姫路総合庁舎 4階401会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 有限会社五軒邸
代表者氏名 大谷 充
事務所所在地 姫路市五軒邸2-130
免許番号 兵庫県知事(7)第450458号
免許年月日 平成20年7月30日



兵庫県告示第679号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、太子町JR網干駅西南土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成25年4月23日

兵庫県知事 井戸敏三

	氏 名	住 所
退任理事	森 下 聖	揖保郡太子町糸井134番地4
新任理事	河 岸 昇	同 郡同 町糸井350番地3



兵庫県告示第680号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24東播位置 0003号	25. 4. 10	加古郡播磨町古宮字地藏開地595番15の一部	5.00	27.89

公 告

産業集積促進地区及び産業活力再生地区の指定

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第5条第3項の規定により、次のとおり拠点地区を指定したので、同条第4項の規定により公表する。

平成25年4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 拠点地区の種別
産業集積促進地区
- (2) 指定の申出をした市町長
篠山市長
- (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積
篠山市犬飼・初田産業集積促進地区
篠山市犬飼、初田の一部 約9.5ヘクタール
- (4) 指定日
平成25年4月23日
- 2 (1) 拠点地区の種別
産業集積促進地区
- (2) 指定の申出をした市町長
神河町長
- (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積
神河町粟賀町冷田産業集積促進地区
神河町粟賀町冷田の一部 約0.5ヘクタール
- (4) 指定日
平成25年4月23日
- 3 (1) 拠点地区の種別
産業集積促進地区
- (2) 指定の申出をした市町長
神河町長
- (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積
神河町吉富オノ久子産業集積促進地区
神河町吉富オノ久子の一部 約0.4ヘクタール
- (4) 指定日
平成25年4月23日
- 4 (1) 拠点地区の種別
産業活力再生地区
- (2) 指定の申出をした市町長

神戸市長

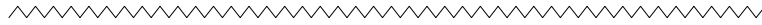
(3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積

神戸市兵庫区南部産業活力再生地区

神戸市兵庫区芦原通1～6丁目、今出在家町1及び3～4丁目、笠松通9～10丁目、上庄通3丁目、金平町2丁目、御所通1～2丁目、小松通6丁目、材木町、高松町、出在家町1～2丁目、遠矢町1～2丁目、遠矢浜町、浜中町1～2丁目、御崎本町1及び4丁目、三石通3丁目、明和通1～3丁目、吉田町2～3丁目、和田崎町1丁目、和田宮通7～8丁目、和田山通1～2丁目における工業専用地域及び工業地域 約197.6ヘクタール

(4) 指定日

平成25年4月23日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市野村町字大門1323番1、1323番3、1323番1地先里道の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
西脇市野村町249—9
株式会社七福建設 代表取締役 村 岡 括 矢
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年4月2日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-12-2号（24西脇）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丹波市柏原町石戸字新山14番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市夢前町護持746番地
有限会社井寄牧場 代表取締役 井 寄 孝 良
- 3 許可年月日及び許可番号
平成24年6月22日
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-3号（24丹波）

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるべにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。

平成25年4月23日

但馬海区漁業調整委員会
会長 吉 岡 修 一

- 1 指示番号
但馬海区漁業調整委員会指示第63号
- 2 指示事項

北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、平成25年6月1日から同年6月30日までの間、べにずわいがにかご漁業を営んではならない。

3 指示の有効期間

平成25年4月23日から同年6月30日まで

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第130号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年4月23日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成25年6月1日（土）

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成25年4月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成25年4月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成25年4月25日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては23,500円、技能

又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成25年4月23日（火）から同月25日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成25年4月25日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては15,000円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,800円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（^{びん}牽引）を受けようとする者にあつては9,450円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,850円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成25年7月2日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628